

みんなで知ろう!「鳴門市自治基本条例」

『市民との協働のまちづくり行政行動指針』を策定しました

市民の皆さんから、こんな質問がよくあります。

「鳴門市自治基本条例ができて、何が変わるの？」

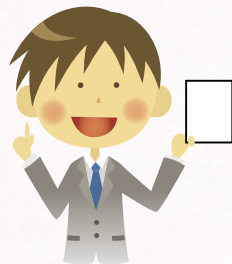
市では、条例に掲げる市民の皆さんとの「協働」を推進していくために庁内に「鳴門市市民協働推進本部」(本部長：市長)を設置し、市民の皆さんとの協働のあり方や行政として具体的にどのように取り組んでいくのか方針を検討してきました。

このたび、協働のまちづくりを進めるために、

「まずは市役所から変わろう！市職員から変わらなければならない。」

との思いから、『市民との協働のまちづくり行政行動指針』を策定しました。

今後は、職員一人一人が、この指針を正しく理解し、指針に基づく行動を実践していきます。



行政行動指針には、次のようなことを定めています。

◇協働の基本原則(ルール)

市民の皆さんと行政が協働する際に、互いに守らなければならない基本原則として自治基本条例にも定められているとおり、①目的共有 ②対等 ③役割分担

④相互理解 ⑤情報共有があり、市職員は、**準備段階から市民の皆さんと**

十分な話し合いを行い、合意形成を図りながら協働事業を進めることを定めています。



◇協働を進めるための取り組みの方向性

市職員が市民の皆さんとの協働にどのように取り組むべきか、「①協働の推進体制を充実させるために」、「②市民との情報の共有化を図るために」、「③市民がまちづくりに参画し、活動しやすくするために」、「④協働事業を積極的に推進するために」の4つの観点から、全職員が共有するものとしてまとめています。

市職員は、市民の皆さんの視点に立ち、対話を大切にしながら、しっかり声を受け止めるため、意識改革に努めていくことや業務を行うにあたっての姿勢などを具体的に定めています。

自治基本条例が施行されて、「市役所が変わった。職員が変わった。」と市民の皆さんに実感していただけるよう、**職員一人一人が意識改革に取り組んでいきます。**

このほか、市民の皆さんと協働を行う場合の手法(後援、補助・助成、共催、情報交換・情報提供、実行委員会・協議会、協働委託、企画・計画立案への参画、事業協力・協定)などもまとめており、詳しくは市民協働推進課窓口や市ホームページの自治基本条例コーナーでもご覧いただけます。



問 市役所市民協働推進課(本庁舎2階) ☎684・1375 FAX684・1336

E-mail: shiminkyodo@city.naruto.lg.jp

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。

また、市内で行われるボランティア活動の予定やグループのメンバー募集に関する事など気軽に情報をお寄せください。周知や情報発信をサポートします。

まちづくり出前市長室

問 市役所市民協働推進課 ☎684・1189

市長が、市内の各地域を訪問し自由な雰囲気の中で、市民の皆さんの意見を聞かせていただくとともに、市長の考え方や市の取り組みなどについて話し合う「まちづくり出前市長室」を順次、開催しています。「地区自治振興会とまちづくり」をテーマとした意見交換のほか、地域ごとのテーマや課題についての意見交換を行います。多くの方のご参加をお待ちしています。

堀江地区 【とき】 1月28日(土)午後1時30分～3時30分
【ところ】 堀江公民館

